

一八世紀中期における琉球の漢字・漢文 および書札礼の学習について

麻生 伸一

はじめに

文字を選び（あるいは文字をつくり）、どのように使用するかのルールを設定することは、そのときどきの権力者によって規定されるもので、文字やその書式は単に意思伝達のツールや手段であるのみならず、権威・権力とも密接に結びつくものであった。¹江戸幕府の場合、幕府公用の書札礼として「曾我流」を採用し、伝授されていく過程は、それ以前の権威・権力と江戸幕府のそれとを結びつけるものであり、まさに幕府（将軍）権威の正統性を確立するプロセスそのものであったことが指摘されている。とくに「曾我流」は実用性よりも伝授自体に意義があったとされる見解は興味深い。²

さて、琉球における漢字・漢文の技術および書札礼は、当然ながら外交関係のあった近世日本や清朝中国からの影響が大きかったが、清朝からの影響と近世日本からの影響は、それぞれ異なっていたことが予想される。本稿では、首里王府の役人や琉球に住む人びとが、文字やその使用ルールをいかに受容していたのか、その一端を明らかにすることを試みるものである。より具体的には、近世琉球における漢字・漢文および書札礼の学習の契機と展開について、一八世紀中期の「漢文総師」（一七五七年）、「文書奉行職」（一七六六年）の設置をめぐる動きから検討したい。

その意味で、本稿のテーマは、琉球の外交を基礎に据えながらも、教育や技術伝播、士族身分の倫理・道徳規範及び価値基準にも関わるものとなる。

先行研究として教育史の分野では、真境名安興の『沖縄教育史要』をはじめとする膨大な蓄積があるが、なかでも明倫堂や学校所といった教育機関における教授や、³薩摩や明清朝における学習についての分析が注目される。⁴また、学術伝播の面では、漢籍を中心とする書物や版本の伝達や広がりについての検討や、⁵風水思想や儒教（朱子学）の導入などの研究があり、⁶このほか、権威性の

問題を検討したものでは、士族身分の倫理観についての研究も参考とした⁷。

このように、教育や文化、あるいは技術などの伝播、伝達などの研究は多いが、新しい技術を導入したい権力側（王府）と、王府の意向に沿うことで、自らの地位を拡大しようという受け手側（本稿では士族など支配層を想定する）の関係や、その論理を追求した研究は少ないように思われる⁸。

本稿を通して、技術の導入とその展開を検討しながら、新しい技術や学問が必要とされる背景と、それらが導入・移入される経緯を、権力や権威性との関わりから考えてみたい。

さて、周知の通り、和文の書状・書き付けなどに関する礼法および規則は、「書札礼」と表現される。しかし、近世琉球では史料上「書札礼」よりも「書札（禮）」が多く用いられている。「書札」も登場するが、「書札」との混用・混乱がみられ、たとえば一七三五（享保二〇、雍正一三）年の「文書用捨」⁹では、書き付けや文書の類い全般を「書札」とし、「書札」の「内法」に関することを「書札」と説明しているが¹⁰、同時期に成立したと思われる「豊川親方書札法式習伝書」¹¹には、「書札」と「書札」との違いはあるのかという質問に、ふたつは同じであるとの回答が記載されている¹²。

本稿では混乱を避けるため史料の引用を除き、書状・書き付けなどに関する礼法および規則（およびそのことについて述べた書物）を指して「書札礼」と記すこととする。

なお、本文中の年号については、西暦（日本年号、中国年号）と記し、月日は、新暦と旧暦の誤差があることを了解したうえで史料に基づいて記すこととした。

一、「漢文総師」設置とその経緯

（1）蔡温による学習指示

久米村方には、清朝との外交関係に関連する業務を完遂することが求められており、そのために諸役職が設定されていた¹³。清朝皇帝に出される表文や奏本、閩浙総督や福建巡撫、福建布政使司など地方行政官に出される咨文、呈文などの文案を作成する「漢文総師」もそのひとつである。

「漢文総師」の設置については、すでに糸数兼治氏が史料紹介なかで解説し

ているが、¹⁴ここでは糸数氏の解説に依りながら他史料を加えつつ、「漢文総師」設置までの動きとその意義について再考したい。

近世期における外交文書の筆記担当官の設置をめぐるのは、次のような段階を経ていた。まず、一六一七（元和三、万暦四五）年に国王からの発給文書のうち漢文文書の清書役である「漢字筆者」¹⁵が設置され、一七二八（享保一三、雍正六）年になると、「漢字御右筆」¹⁶と改称され、あわせて人員不足や「御書院御祐筆」¹⁷との人数調整の必要から、補助役の増員や年俸の増加が認定された。¹⁸

本稿で取り上げる表奏咨呈などの公文書の作成、校正に関する業務については、主に久米村惣役などが担当していたが、²⁰一七四二（寛保二、乾隆七）年には、専門職である「漢文組立職」（「著作漢字公文職」²¹とも）を置き、任命された鄭秉哲（伊指川親雲上）と蔡宏謨（久高里之子親雲上）に「表咨文並びに漢字諸公文等を撰修」²²している。この「漢文組立職」²¹の設置は、漢字・漢文に関する素養を持つ人材を確保し、首里王府の史書編纂（『球陽』、『中山世譜』など）を担当させることに目的があったと思われる。²³

そのようななか、一七五一（宝暦元、乾隆一六）年、蔡温は、「私事、最早年寄詰候故任勘定故以永代之為々一言申述候覚」と銘打った久米村方の士族（「久米村惣人数」）に対する訓告を出した。本史料の原史料はすでに散逸してしまっているが、幸いにも伊波普猷が史料紹介をしていたことから、孫引きを承知のう²⁴えで引用したい。

蔡温はまず、久米村でも和文の使用が常態化していることから（「久米村も平時之用事は和文相用候」）、漢文を上手に操り、漢文を組み立てることのできる人材の確保が困難であること（「漢文調部勝手之人数甚少罷居、尤上夫に漢文相調候方は弥以出兼申候」）、通常の進貢・接貢の際に作成される漢文の書状は定例化された文案があるため問題ないが、対中関係では特別な事案が発生することが予期され（「平時進貢・接貢杯之御状は例年之勤候故書案見合作調可相済候へ共、唐は大国にて其仕合次第如何成六ヶ敷儀歟致出来候半」）、表・奏・咨文の問題は、役人個人ではなく、国王の問題と認識されることを、久米村士族はしっかりと思慮すべきであると述べている（「若表・奏・咨文之内不宜儀有之候はゞ国公之御難題に相係り、此儀は久米村之本職能々思慮可有之儀候」）。

久米村方においてもすでに漢文に関する能力は特殊技能化しており、人材の確保と育成が困難となっていたのである。

次に、琉球の言葉は「漢言と拔群」違うので、「字句之遣様」は師匠から学ばないと漢文を組み立てることができず、漢文学習は簡単ではなく（「漢文稽古趣（たやすく）不罷成随分致苦劳候儀専一に候）、漢文学習に際しては「小説並列国志四大奇書杯之書物」を詳細に読み込み、常に「雅之言葉之字句」や字句の使い方、配置を覚えないと漢文を作成してもその文章は役に立たないと指摘する。

さらに、漢文はいたずらに学んでも上達しないとも叙述する（「徒に諸書物講談之力斗にては漢文上夫に組調候儀、総而不罷成」）。蔡温自身は、「御当地昔物談」や見聞したことを小説格や史記格に仕立てることを三、四年、さらに、文法を五、六ヶ月ほど学んだことで漢文の文格はすべて身につけ、表・奏・咨・呈なども自在に作成できるようになったという。

また、漢文の文格は数十格あるが、琉球にとって重要な書式は「表・奏・咨・録格杯之類」なので、王府に必要な文格から確実に学習することが重要であり、不必要な文格を先に学習しても「久米村之職業」に叶わないので、このことをよく心がけよと助言する。

最後に、久米村の者は方々に師匠を依頼しており、とくに勤学人は「第一漢文御用」のために「御免銀」を支給され渡唐しているのに「漢文勝手之人数甚少」いのは「稽古之仕様」が良くないためであると述べ、「字句之遣様」を覚えて学習すれば「聡明・不聡明」に関係なく「文作之御用」に叶うことは「決定」であるとする。最後に漢文は「御当国肝要成御用」であるので「老少共」、「三四年さへ」必死で学べば「御用」に叶うはずであると断じている。

このように、漢文素養の失墜は外交問題と直結するものとして理解し、久米村出身者の義務感に訴えかけるかたちで、久米村における漢文学習の必要を説き、自分の経験を踏まえて具体的な学習方法まで提示する一方で、琉球にとって必要な文格を効率よく身につけるべきことを指摘している。蔡温の漢文学習奨励は、漢文を通して素養を身につけるという面よりも、清朝との外交関係に適うという現実的・実務的な能力を重視した指摘であった。また、勤学に「御免銀」が支給されていることを取り上げているが、そもそも一七世紀なかばか

ら、久米村方の士族は位階に応じた扶持米の支給という「経済的恩典」があった。²⁵ 蔡温の指摘の背景には、特殊技能集団である久米村方としての責任意識(自負)があったのかもしれない。

(2) 久米村士族の訴えと冊封

蔡温の指摘、指示は王府の危機感を表しており、また王府の立場からみれば、久米村方の士族にこのような要請を行うことは当然であるが、それが当事者である久米村士族と共有されていたかといえそうでもない。久米村士族は「本郷は専ら中華の事務を掌ること」、「文芸の一業は、本郷諸芸の内に于いて、最も要務と為す」ことは同意するも、「文芸の業は、甚だ学び難く「文職を設立し、功勞を挙用すること」がないこと、すなわち漢文学習の難度が高いことや、役職や評価基準が未設定であることが問題であるとし、それが原因となって「諸生等は、専ら官話・漢字・通事等の業を拝講し、力を文芸に用いず」という状況であることを述べる。²⁷ また、「文章は業に漸々衰微に就かんとす」る現状から「蔡温先生、曾って法司に任ずるの時、文業衰に就き、国翰用を欠かんことを恐れ、特に文規條款を發し併びに法司等精しく牌文を加え(併びに精しく法司官等の檄文もて)移行諭示し、当経に本司等(前司)依遵して諸生に教諭警飭(董勸)し、文技を勸習(学習)せし」めたことに触れ、蔡温が清朝への公文書作成に支障が出ることを危惧して、漢文学習を指示・訓諭したことを確認する一方で、「乃お(奈んせん)(但だ)諸生等、文職を立てて功勞を用うること無きに因り、肯えて実力に文業を習修せず」と、職制や評価システムの問題から久米村方の士族たちは蔡温の学習奨励に応えなかった(応えることができなかった)ことを指摘する。

このように、久米村方の士族たちは、漢文学習の意義、必要性、王府(蔡温)の危機感について理解を示すが、現状では漢文作成能力を発揮しても正当に評価されないことを不満としている。

上にみたような蔡温の指摘と久米村士族の反論からは、王府を代表する蔡温と久米村方とのあいだで、理想と現実をめぐって認識のくい違いがあったことが分かる。両者の距離は大きいと思われるが、この問題に対応せざるを得ない状況に直面する。「其の時、本国將に冊封の大典有らんとす。若し精しく文業

に達する無くんば、必ずや□□冊使の妨を致さん」とあるように、冊封使の渡来（一七五六年）をひかえ、どうしても漢文能力を備えた人材の確保が必要となったのである。対応策として「戊（一七五四）年より諸生五人を選挙し、蔡先生の門に于いて文芸を肆習せし」め、彼等は「心力を尽くして務めて文芸を学び、果して冊封の時に於いて、該五人、稟帖・戯本等の類を編集し、聊か公用を備弁す」ることを果たした。選抜された者が蔡温のもとで学習することで、冊封という喫緊かつ重大な課題を無事乗り切ったのである。²⁸

それでも漢文に長けた人材の確保と育成システムが確立したわけではなかった。冊封使の帰国後である一七五七（宝暦七、乾隆二二）年、久米村方からの要請を受け、王府はようやく「漢文総師」（「教文総師」「著作漢文職兼教作文総師」とも）を置いたのである。以下、関連史料を引用したい。³¹

始めて漢文総師を設く。

原、是の役職は、総理司（惣役）・長史、大夫等の官の、文を能くする者一員を選択して憲令を請ひて、表・奏・公文の類を編修し、兩年交代して俸米を賜はらず、亦其の功を挙げず。困りて其の文を学ぶ者無く、遂に文力漸く衰へ、若しくは表奏を粗にして進貢の患を致すを恐る。始めて請ひて、教文総師一員を置き、俸（米五石・雑穀二石）を給ふ。又其の功を叙して官に陞せ、其の候補（寄役の類）二員を置き、相幫けて弁理し、学を諸生に教ふれば永く表奏文の弊無きに庶からん。乃ち鄭宣猷（根路銘里之子親雲上）を以て是の官と為し、金節（手登根里之子親雲上）・梁廷枢（龜島里之子親雲上）を其の候補と為す。

表文などの公文書の作成は、久米村方の高官が担当したが、給与や功績評価がないことから、学習する者が減り、しだいに進貢業務に支障がでるようになった。そのため「漢文総師」などを置き、給与・評価を担保したうえで、漢文の作成や後進の指導に当たらせることを要求し、許可されたことが記載されている。先述の通り、一七四二年に「漢文組立職」が設置されていたため、関係する役職がなかったわけではないが、「漢文総師」の設置は、漢字・漢文に関する役職機能の拡充と人員の増員が果たされたことを意味するものと思われる。

これによって「王府は一七五七年に漢文総師一員・寄役二員を加設して表・奏・公文の類を専管せしめ」ることとなったのである。

ちなみに、ここで任ぜられた漢文総師の鄭宣猷（根路銘里之子親雲上）と補佐役の金節（手登根里之子親雲上）は、「著作漢字公文職」（漢字組立職）の経験者であり、金節と、同じく補佐役の梁廷枢（亀島里之子親雲上）は、蔡温のもとで学んだ者であった。³³ 経験者から人材を抜擢したことが分かる。

（3）漢文学習のきっかけと人材養成システムの構築

以上みてきたように、一八世紀なかばには久米村方士族の漢文能力の低下が問題視されたが、それが士族らの学習の契機となったわけではなかった。蔡温の危惧が冊封を契機に、より具体的に緊要な課題として王府・士族の共通認識となり、役職が整備されたことで、学習が推進されたものと思われる。

さらに漢文総師の設置は、久米村方の要請がきっかけとなったことも注目される。首里や那覇の士族らが関与できないという意味で、漢文に関する能力は久米村方の士族のみの持ち得る特権であり、その衰退は自身（久米村方）の衰微にもつながることは明白だったはずである。それでも役職や評価基準の設定を求めたのである。「漢文総師」設置をめぐる一連の状況は、久米村が首里王府の一行政機構（久米村方）として存在せざるを得なかった状況を如実に表していると思われる。

ただし、これが漢文学習の傾向すべてであらわすものではない。例えば、蔡文溥は、自己の教育論の基本を「子弟之者、学問二進ミ不進候沙汰者専父母之教訓厳不厳係り可申候間、時々查其功課、徒ニ致遊観、懈怠之者厳敷可呵之、争而油断可致哉」と述べ、子弟が学問で身を立てるかどうかは父母による教育・指導が重要で、子弟の学習状況を調べ、決して楽観してはならないことを指摘している。

また、より具体的に漢文学習の計画を示しており、それによると、のちに「唐言葉」を学ぶことを見越して、七、八歳で四書を「唐読」させ、「音律」をしつかりと指導するようにし、続いて「片髪」を結び、成人したならば四書を和読させ、「孝経小学之講釈を教へ、其次ニ四書詩経をおしへ」る。これらを理解することができたならばすぐに中国に「勤学」させ、表・奏等を学ばせるよう

にとする。

幼少のころより学習を奨励する理由としては、能力が突出すれば「国用」にかなうことはもちろん、久米村方の士族として「幼少より預御扶助候詮」も全うされることを挙げている。また、学問に秀でることは本人のみならず、両親への「忠孝之道」や「家」の発展にもつながるといふ。

対して、「愛着ニまと（惑）ひ、油断を見るも不加折檻、一日二日与打過而候内ニ無程十五六廿歳ニ及、書之一巻も不得講、猶加年候ハ、年比ニ茂不応不勤之儀、恥辱ニ思ひ人ニ問而学ひ候儀有間敷候得者、終一生無学ニ身を誤り」と、両親の過剰な愛情により一生を無学で過ごすことを問題視しており、それは王府からの援助も無駄となるばかりではなく（「若年より御介抱之儀も徒費」）、世間の嘲笑の対象となり、その「恥辱」は本人のみならず、両親への名を貶め「不忠不孝」となり、「家」の衰微ともなるという（「其恥辱不止一身、父母之名をも可腐候、是則不忠不孝ニ相成、其家可衰基ニ候」）。

学問の必要性は蔡温の示したような久米村士族としての義務感のみと連関するものではなかった。蔡文溥の家訓も現状に悲観した理想論であったかもしれないが、「無学」は「国用」にかなうことができないばかりでなく、両親や「家」にも影響を与えると考えられていたのである。学問は「国」に応える義務的な役割にとどまらず至極個人的なあるいは「家」の継承、発展にも関わるものとしても位置づけられていたことを確認しておきたい。

二、「文書奉行職」設置とその後

（1）幕府、薩摩への書状と書札礼の導入

一方、琉球が薩摩藩や幕府へ提出、送付する書簡については、薩摩藩の影響を受けていた。国王発給の書簡などの筆記を担当した右筆主取の初代となる津波古親雲上は、一六三四（寛永一一、崇禎七）年に「吾、貴国を觀るに、素より翰書を知りて、以て往来を為すも、未だ翰書³⁵の法を諳んぜず」という島津家久の家老、伊勢貞昌の指摘を受け学んだという。薩摩藩の書札礼を琉球が会得し、そのルールに基づいて書状などを送付することが求められていたといえる。

幕府へ送る書簡なども同様で、例えば一六四四（寛永二一、順治元）年には、幕府将軍などへ送付する書簡・進物に関する指示が薩摩から出されるなど、琉

琉球から幕府へ送る書状は薩摩との協議が求められ、文言や送付先、料紙の選択まで規定されていた。³⁶先学が指摘するように、琉球から幕府関係者へ送信する書状は薩摩藩の管理下にあったといえよう。³⁷

薩摩による書札礼への介入、管理、統括が行われるなか、琉球は一六六一（寛文元、順治一八）年に右筆主取として津波古親雲上を、一六六八（寛文八、康熙七）年に評定所筆者主取兼右筆主取として根霸親雲上正親を、一六七九（延宝七、康熙一八）年には右筆主取に上江洲親雲上安嵩を任用した。³⁸しかし、いずれも臨時職であり、右筆主取の常設化は一六九四（元禄七、康熙三三）年を待たなければならなかった。³⁹

ただ、右筆主取常設の動きと連動するように、一七世紀末には琉球国内において薩摩の書札礼が導入されたことが確認される。「中山要案」の「附論」によると、琉球国内で書札礼整備の必要性が認識されたのは、北谷王子朝愛が摂政職に就任したところである。北谷朝愛は、薩摩藩主への御目見えする佐敷王子（尚益）の付き添い役として一六九一（元禄四、康熙三〇）年に薩摩に赴いたが、⁴¹その際、「島津図書久洪」より「要伝の秘書を伝習」した。北谷朝愛の右筆だったのが、添石親雲上忠則で、おそらく添石も朝愛とともに伝授を受け、彼等の帰国後は「琉仮屋蔵役」の「湛氏野原親雲上宣易」が名代として学んだ。

一七一五（正徳五、康熙五四）年には、幕府は「大君」「貴国」「台聴」などの語の使用を禁止するとともに、「御」「候」「誠恐謹言」などの語を使用するよう薩摩を通して指示してきた。⁴²「漢語」から「我国往来の書之古式」「我国通用の文字」への変更を求めたもので、幕府による琉球の書札礼変更への介入は、新井白石による幕府將軍の対外的な称号変更問題、⁴⁴および同時期の琉球使節の江戸参府廃止提案に対する薩摩藩の必要論の展開などと密接に関わっていた。⁴⁵ここでは論旨が逸れるため、詳細を述べることは避けるが、琉球の書札礼変更の背景に、幕府と薩摩藩の双方の政治・外交的な思惑が介在していたことを確認しておきたい。⁴⁶

さて、書札礼の変更を迫られた琉球は、すぐさま対応することとなる。まず、一七一九（享保四、康熙五八）年には、豊川親方正英が「年頭使に従って鹿児島に上り、（摂政北谷）朝愛の紹介で、島津家の右筆の日高次左衛門為一のもとで曾我流の」書札を学び、翌年には「免状」を取得する。また、一七三〇（享

保一五、雍正八）年にも摂政北谷朝騎の右筆として再度上国した。⁴⁷一七六六（明和三、乾隆三一）年になると、書翰の形式を調査・改定するため「文書奉行職」が設けられ、奉行豊川親方正英以下、主取、筆者等を任命して調査に当たらせ、書札礼に関するテキストを作成した。その後、豊川以下、担当者はそれぞれ褒賞を受けている。⁴⁸

このように、幕府からの指示のもと薩摩藩は、琉球に書札礼の改訂を求め、それを受けた王府は薩摩藩に役人を派遣して書札礼を学習させた。一方、国内では文書奉行を設置し、褒賞を与えるなど、評価システムや役職を設定することにより、継続的な人材の輩出と国内における書札礼の定着が企図された。なかでも、豊川たちが選抜した書札礼が、その後の基本的な書札礼となるという意味で、豊川の文書奉行就任と、それに伴う書札礼の導入・整備こそ画期であったとみてよい。

（２）「中山要案」の作成の背景とその意義

豊川は一七六六（明和三、乾隆三一）年に褒賞を受けたが、その理由のひとつに書札礼の作成があった。⁴⁹これによると、薩摩藩との書状の様式とともに、国内で流通する文書様式の統一、あるいは秩序化をはかるうえで豊川の作成した書札礼が有用であることが褒賞の理由となっている。これは、薩摩藩との往復文書（書札礼）の整備という外交関連の評価とともに、国内における書札礼の整備という内政面への貢献が評価されたことを示す。

このとき、豊川が作成した書札礼は、国王より送付する書簡に関する評論と書札礼に関する説明などを記述した「中山要案」関連の書三五冊と、王子衆・摂政・三司官と薩摩役人との往復文書集とおぼしき「新撰要文集」二冊である。うち、「中山要案」は各二冊ずつ、計七〇冊が準備され、一セットずつ書院と評定所に保管されることとなっている。⁵⁰以後、豊川の作成した書籍が公式な書札礼テキストとして採用されたのである。

一七六一（宝暦一一、乾隆二六）年に完成した「中山要案」のうち、豊川が記した「附論」によると、琉球はそもそも日本から書札礼を導入し、菊隠や鹿兒島の日高紹賀が文書作成に携わったという。その後、尚益に附随して鹿兒島に赴いた北谷王子朝愛が薩摩藩家老の島津久洪から秘伝書を受け、書札礼が伝

授されたとする。朝愛の息子、北谷王子朝騎も学習し、朝騎の右筆であった豊川は官命を受けて御筆頭の日高治左衛門為一からの指導を受け、「書札文法要伝の書」を伝授され、この書に基づいて琉球の古今の書翰を踏まえながら「中山要案」を著したとある。

日高紹賀が琉球の役人となり書札を担当したなど、他の史料からは裏付けのとれない記述もあるが、当時の書札礼移入の認識を把握するうえで注目される。

さて、「中山要案」の「序」を記したのは、今帰仁王子朝義、東風平親方朝衛、池城親方安命、宮平親方良延という当時の摂政、三司官であった。ここからは書札礼整備の意図をうかがい知ることができる。

「序」ではまず、書札礼すなわち「翰札の法」は「尊卑上下之分格を弁へ知ることができ、書札礼が「五倫を正」し、「国家治政の大要」たるものであると述べ、『禮記』（「礼経」「曲礼」）を引いて「礼」の重要性を説きつつ、礼は「治国平天下之大儀」に結びつくとする。「礼」秩序を重視することが国家運営にとって重要であるという認識である。

つづいて琉球は「偏小」であるが、代々の「明王賢君」が「万機の政」を布き、「天命にのつとり聖法に遵ひ人倫の道を教へ」ているので「文教いやまし」、「万民」の「礼法正し」くなったので、日本や清朝（「和漢両朝」）から「守礼之邦」と賞賛されているとし、さらに「上下とも」「守礼の法」を高めることで、日本・清朝に対して（「やまと・もろくしまても」）琉球国王の「君徳を輝し奉る」ことが「臣士の要務」であるとする。礼を重視する姿勢が日本・清朝双方から評価されていること、この点をさらに高めることで琉球の存在感を発揮することが役人のつとめであることを指摘している。

そのために書札礼に携わる役人は、「故実」を把握し（日本・清朝に対して）失礼のないように留意すべきで、今回文書奉行に任じられた豊川が「歴代の文書を撰集し当流の要案（書札礼のこと）」を「中山要案」としてまとめたので、これを参照して外交文書を作成することにより、ますます「君徳の広沢を仰き国家永昌を希（ねが）」うものと結んでいる。

豊川が編集した「中山要案」は、日本・清朝との関係のなかにおいて「守礼之邦」としての琉球の立ち位置が一定の意義を有していること、その立ち位置を維持・発展するために書札礼の水準を保持する必要があることを記しており、

まさに当該期の琉球の自己認識と日本・清朝とのつきあい方を体現したものとなっているように思われる。もちろん、豊川の仕事は対日関係のみに発揮されるものであったが、その根底には外交における文書行政の重要性を意識した王府の施策と密接な関わりがあったといえる。

さらにいえば、近世日本の書札礼を学習する状況は、薩摩側（あるいは幕府側）からみると近世日本の礼的秩序への琉球の接近に他ならなかったが、王府は、琉球の書札礼変更を日本（や清朝）に対する琉球国王の存在感を増す機会と「読み替え」、「中山要案」の編集意義を説いたのである。

また、摂政などが記した「序」でも、豊川自身の「附論」でも、文書奉行に任命された豊川が、王命を受けた「中山要案」を編んだとされている点にも着目したい。礼儀の規範は国王に集約されなければならないが、幕府に要請された書札礼の再編は、国内向けには国王を頂点とした礼的秩序の再編と「読み替える」必要があったのである。

三、書札礼学習の内容とその広がり

(1) 「豊川親方書札法式習伝書」にみる琉球の書札礼学習

先にみたように、幕府からの要請のもと琉球は薩摩において書札礼の伝授を受けることとなったが、その目的は幕府への文書作成のためというより、薩摩へ送付する書翰を意識したものであった。豊川などが褒賞を受けた理由にも「寛府に来往するに、必ず書翰を以てし、而も定式無⁵¹」かったが、それを豊川たちがまとめ、「寛府との交接、及び在国にてまさに用いるべきの文式を編修⁵²」したためとあり、薩摩藩との往復文書と国内通用の文書の規則作りが評価対象となっていたことが分かる。また琉球の書札礼が薩摩のそれを意識していたこと、薩摩における書札礼の伝授が継承されていたことについては、「豊川親方書札法式習伝書」が示している。

「豊川親方書札法式習伝書」は、八重山士族の宮良家に伝来した史料で、一八七一（明治四、同治一〇）年に検見使者に随行して八重山に渡来した潮平筑登之親雲上の持ち込んだ書物を松茂氏當意が筆写したものである。書札礼に関する質問が墨書にて列記され、それに対する回答が朱書きで記されており、内容は手紙の書式から紙のつぎ方、語彙や文字の使い分けの説明、礼物の贈与

方法などさまざまある。おそらく豊川が薩摩にて学んだ際に著したものと思われ、豊川の挙げた書札に関する質問事項に薩摩役人（日高治左衛門為一か）が答えたものと考えられる。

本稿で注目したい記事のひとつめは、立文（たてぶみ、⁵³ 堅文、立状）の書式についてである。やや長くなるがまずは史料を引用してみたい。

立状・小立文共、①高柳孝左衛門殿被申候ハ、古法ニ八月日の下名字官名乗まで書、下判形も見得候得共、当時八月日の下には名乗判計名字官ハ肩ニ書上包箱の上書ニ茂此方ハ名字官はかり名乗無ニ書も松川親方など伝受にて御国元江御進上之立御状其通ニ調来候、②右ニ付、里村半右衛門殿江相尋候ハ、当時琉球より之立状書物ニ相替候、当時一天下右通仕候哉之由申候得者、当時日本国中はやり不申ニ付終ニ右之書様見不申候間、古法之通ニ相調可然由候、依之又相尋候ハ当時琉球之立状古法ニ相替、法式之様ニ相直候而者如何之由申候得者、尤其通相改可然候得共、ノ太玄院（島津綱貴）様御事万事先例を御取持被成儀候間、自然相改候而御心ニ不叶儀も有之候而ハ如何敷候間、以後時分を以古法之通相改可然之由承候、③右通書物ニ有之、本式ハ古法之通、古法与ハ上ニ有之候通少も替り不申候哉、当時琉球より之立御状之方茂存不申、今ハ古法之通用候哉、如何候哉、尤古法之通用不申候とも何口其通と故ハ御記可被下候、又当時之故も立状小立文法別而無案内ニ而候間、不存寄所も宜様ニ可被仰下候、

[一小堅文当時無之候、琉球より之立状文古法ニ候、公家衆ハ名字官名乗迄判之上ニ書被申候衆も有之、又月日之下ニ名乗判計名字官ハ肩書も有之、公家武家ハ替り有（無カ）之何事も同前、]

筆写が繰り返されたことで、やや意味の取りにくい文となっているが、この条項には書札礼導入の経緯がみられる。まず①では、包み紙の書式が「古法」と「当時」（以下、「当流」とする）の二種があることを高柳孝左衛門（右筆）から松川親方などが伝授され、薩摩への「御進上之立御状」は「当流」で作成されてきたことが示される。①より時代の下った時期であろう②の頃には琉球から送られる「立状」の書式が「書物」（おそらくそれまでの往復文書を指すか）

と異なっていることを踏まえ、その時の日本ではどのような書式が使用されているかを里村半右衛門（右筆）へ質問している。里村は、日本では「当流」が「はやり不申」という状況なので、琉球からも「古法」の書式で送付するとよいと答えている。琉球側は、「古法」に変更して「法式之様」（おそらく「当流」）に修正すべきかと重ねて問うたところ、里村は、そうではあるが、「太玄院（島津綱貴）」は先例を重視するので、急に変更するのははばかられる。そのため「時分を以古法之通相改」めるといふ、段階的な「古法」への移行を推奨している。

③では、それまでの「書物」を踏まえながら、現在の主流（「本式」）は「古法」であるか、「古法」の書式に変更はないか、現在、琉球から出している書状も「古法」にのっとっているかなどを質問している。対して、琉球からの立状は「古法」であること、公家でも「古法」「当流」双方の使用が見られることなどの返答があった。

このように、①、②、③と段階を経て情報を更新していることが分かる。「古法」「当流」という書式が、①から②、②から③へと引き継がれ、そのつど当該期の日本での「はやり」と照会されている。③が豊川の学習に際したものであることは予想されるが、①、②は具体的にいつのことかは不明である。それでも②は島津綱貴のころであるので一七世紀末から一八世紀初ころであることは想像に難くない。この条項から、日本での流行に関する情報を収集していたこと、そのうえで琉球からの書状にふさわしい書式を薩摩の担当者（右筆）へ質していたことが分かる。

書式のみではなく、書中で用いられる用語については、質問を通して使用制限を確認しようとする琉球の姿がみえる。たとえば「帰朝」をめぐる理解である。「帰朝」の用法について、琉球側（おそらく豊川）は、「帰朝」とは「下国より上国へ帰る」ことであるので、冊封使が（琉球から）帰ることを「帰朝」と表現するのは良いが、琉球人が清朝から帰ることを「帰朝」とすることは不適格であるとする。そのうえで、（首里や那覇の人々が）八重山から沖縄島に帰ることを「帰朝」と記述することの是非を問うた。琉球側としては、王府を「朝廷」と表現してよいのかを尋ねたものであったと思われる。

対して、薩摩側は「唐土」から日本に帰ること、（清朝からの）勅使が帰国すること双方を「帰朝」と表現しても問題ないと回答している⁵⁴。その理由に、

江戸に到着することも、江戸から出立することも「出府」ということを例示しているが、そもそも琉球側の質問の意図は、「朝」（朝廷）という語の使用制限の問題であり、その背景には、二国（地域）間関係の優位性、あるいは中心性の認識があったが、その点は問題とされていない（もしくは意図的に無視されている）。つづく質問で、日本側が「入唐」「帰朝」と使い分けている点を指摘し、「是何ニ而日本ハ朝と書、唐ハ唐ト書候而替り不申候哉」、「唐・日本何れは上国ニ而候哉」と、より具体的に質問するも、「帰朝」は「上国下国ニ無構」使用できると返答され、暗に回答がはぐらかされているようにも思われる。このやりとりからも琉球側が積極的に薩摩の書札礼を吸収しようとした状況がつまびらかとなろう。

（２）久米島の書札礼

「中山要案」にみたように、豊川等のまとめた書札礼は、外交および内政の要用となるものであった。この新しい基準は、当然、士族や行政に関わる人びとを中心として琉球中に広がっていくこととなる。「中山要案」の写本や、「文体本意損益之不審書」⁵⁶、「豊川親方書札法式習伝書」⁵⁷が久米島や八重山島に残されていることもその証左となろう。琉球が薩摩や明清朝から書札礼や漢文格を模倣していったように、首里王府の新ルールを会得していくことが首里・那覇をはじめとして、各地の行政担当者にも求められたのである。以下、その一例を久米島の事例から考えてみたい。

「書札法式不残相教左之書物等譲渡、且又去々子年以来文章方段々致相談置候証拋書」⁵⁸というタイトルが付された史料は、一七五九（宝暦九、乾隆二四）年「閏六月廿二日」に「屋良筑登之親雲上」から久米島の「上江洲親雲上」に送られた書状で、屋良から上江洲に贈与された書札礼関連書籍の一覧およびその説明、贈与理由などが列記されている。

まず贈与理由からみていきたい。

御方御事、幼少之比より書札法式并文章ニ深き御心掛ニ而、於方々ニ御習為被成事候得共、埒明不申由ニ而、去々年爰元御滞在之砌相談之趣有之候ニ付而、私茂愚鈍故御断為申事候処、取分ヶ頻之御志ニ而難黙止、互ニ以

請文弟子兄弟之契約仕置申候、勿論段々之厚ク御貪着にて去々年以来少も無御怠懈被出御精候故、最早拙者知り居候分ハ書礼法式不殘相伝、殊ニ文言之意味等御取覚、至私茂詮相立大悦無此上事候、向後猶以御執行可被成候、乍不申右書物努々他見無之様ニして、就中文体之不審書壹冊并三冊之不審書ハ弥秘伝ニ而候条、一子相伝被成、其外江絶而教被申間敷候、仍而証拠書如件、

幼少のころから「書礼法式」や文章の学習に意欲のあった上江洲は、「方々」で学んでおり、「去々年（乾隆二二年）」には沖縄島滞在中に屋良のもとを訪ねたという。はじめ屋良は教示を拒むも、上江洲の「御志」に折れ、とうとう「請文」で「弟子兄弟」の契りを果たし指導が開始され、屋良の「知り居候分ハ書礼法式不殘相伝」えたとある。今回譲った書物は「努々他見無之様」とし、とりわけ「文体之不審書壹冊」「三冊之不審書」は「秘伝」で、「一子相伝」とすべきことを申し含めている。

譲渡された書物は「文体本意心得不審書」一冊、「不審書」三冊、「書簡集」一冊、「当用案」七冊および「右之外書籍数拾札」であった。「文体本意心得不審書」は、祖父より口伝にて学んだ秘伝を、子孫にも伝えるために屋良が著し、折田長兵衛にも閲覧させた書で、「不審書」は、祖父伝授の書礼で、兄の屋良子が薩摩で南雲順右衛門と今井六右衛門から相伝された書をさらに巧者が修正し、折田長兵衛からの点検を受け、その後、屋良筑登之親雲上が藍墨で訂正を加えた書である。「書簡集」、「当用案」は兄の屋良子が南雲順右衛門と今井六右衛門から添削を受けて作成した書、「地案」は屋良本人が友人とともに作成し、折田長兵衛から添削を受けた書とある。

このように、薩摩から沖縄島、沖縄島から久米島というながれのなかで技術の伝播が展開していったことが分かる。また、学習を開始する際、弟子兄弟の契りが交わされたこと、継承される技術には一子相伝、他言無用というような意図的な技術伝播の限定化があったことがうかがわれる。

おわりに

最後に本稿のまとめを述べたい。

「漢文総師」の設置をめぐるのは、蔡温の指摘、冊封という緊急事態、久米村士族の要求という条件が重なっていたことが背景にあった。また、久米村方は、無自覚に漢字・漢文に関する技術を導入していたのではなく、王府組織に位置づけられることを求め、王府の役人としての認定されることを期待しつつ、技術・能力の深化をはかっていたことが考えられることを指摘した。

一方、「文書奉行職」は幕府からの外交文書の改訂要求を受け、王府が薩摩へ人材を派遣して書札礼を導入したことが契機となって設置された。これらの技術・知識は、「中山要案」などの書札礼としてまとめられ、琉球中に拡散することになる。その背景として、書札礼は対日外交上のみならず国内文書の規範としても機能していたことが挙げられる。

なお、本稿で取り上げた事例は、一部であり一般化できないことを指摘しておきたい。例えば、蔡温の懸念に対して役職設置を求めていく姿、すなわち権力側に寄り添いつつも待遇改善を要求していく久米村士族の様相を示したが、これはおそらく士族の上位層のものであり、久米村士族のすべてが漢文能力の拡充や、人材の確保を問題視していなかったものと思われる。漢字・漢文に関連する職に就くことは、久米村士族の社会的属性に応じたひとつの選択肢ではあったが、新設された「漢文総師」に就けない、目指すことができない人びとが多数存在していた。士族という身分の問題、久米村方という地域性や集団性の問題をふまえ、琉球の社会構造を解き明かしていくことが課題といえよう。⁵⁹

*本稿は、2011年12月に、琉球大学国際沖縄研究所主催の「言語接触から見た前近代の琉球社会」フォーラムにおいて発表した「近世琉球における文筆稽古とその伝播に関する一考察」をもとに作成した。発表に際しては、参加された方々からご意見を賜り、多くの示唆を得た。記して感謝したい。

注

1. 参照した研究は多くあるが、ここでは、ベネディクト・アンダーソン『定本 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』（書籍工房早山、二〇〇七年）、レヴィ＝ストロース『悲しき熱帯』（中央公論新社、二〇〇一年）、白川静『漢字の世界観』（平凡社、二〇〇八年）を挙げておきたい。
2. 高木昭作「書札と右筆」（『書の日本史』九、平凡社、一九七九年）、小宮木代良「江戸幕府書札における「下馬札」伝授について」（『江戸幕府の日記と儀礼史料』吉川弘文館、二〇〇六年）。
3. 真境名安興「沖縄教育史要」（『真境名安興全集』第二巻、琉球新報社、一九九三年）、田名真之「平等学校所と科試」（『新しい琉球史像』榕樹書林、一九九六年）、輝広志『久米村明倫堂沿革概要—沖縄最初の学校—』（社団法人久米崇聖会、二〇一〇年）。
4. 例えば、明清朝での学習は、勤学（読書習礼）や官生があり、薩摩での学習は、医道稽古や仏僧の修行などがある。勤学については、深澤秋人『近世琉球中国交流史の研究—居留地・組織体・海域—』（榕樹書林、二〇一一年）、官生については、前田舟子「清代の琉球官生と北京国子監」（『琉球アジア社会文化研究』一〇号、二〇〇七年）、同「留学における「人の移動」と「知の越境」——琉球の官生派遣を通して」（『沖縄・ハワイコンタクト・ゾーンとしての島嶼』彩流社、二〇一〇年）を、医道稽古については勝連晶子「近世琉球の医師養成に関する試論—医道稽古と〈留学〉」（『沖縄・ハワイコンタクト・ゾーンとしての島嶼』）、仏僧に関しては、小野まさ子「資料紹介」（『地域と文化』第五七号、一九九〇年）同「道隆寺にある琉球僧の墓—薩琉交流史の一側面—」（『浦添市立図書館紀要』第三号、一九九一年）、深澤秋人「遍参僧をめぐる覚書」（『史料編集室紀要』第二三三号、一九九八年）を参照した。
5. 高津孝『博物学と書物の東アジア—薩摩・琉球と海域交流—』（榕樹書林、二〇一〇年）。
6. 都築晶子「金石沖縄における風水の受容とその展開」（『沖縄の風水』平河出版社、一九九〇年）、糸数兼治「近世琉球における朱子学の受容」（『沖縄文化』第六八号、一九八七年）など。
7. 近世琉球の身分については、渡口眞清『近世の琉球』（法政大学出版局、一九七五年）、田名真之「身分制—士と農—」（『新琉球史』近世編（下）、琉球新報社、一九九〇年）、同『沖縄近世史の諸相』（ひろぎ社、一九九二年）、渡辺美季「近世琉球の社会と身分—家譜という特権—」（『東アジア内海世界の交流史—周縁地域における社会制度の形成—』人文書院、二〇〇八年）、豊見山和行「近世琉球の士と民（百姓）」（『江戸』の人と身分6 身分論をひろげる』吉川弘文館、二〇一一年）などを参照した。
8. この点に言及したものとして、安達義弘「政策としての異文化導入と文化統合の問題—近世琉球における儒教化政策と褒賞体制—」（『西日本宗教学雑誌』第一号、一九八九年）渡辺美季「久米村士族という生き方—毛有増の生涯—」（『第11回琉中歴史関係国際学会論文集』琉球中国関係国際学会会議、二〇〇八年）を参考とした。
9. 宮良殿内文書—一号文書（琉球大学附属図書館所蔵）。ただし、現存するものは一八六二（文久二、咸豊一二）年の写本である。
10. 「書札とハ書候物者皆書札と申候」、「書札とハ書面を以通用仕候者皆礼儀なり、然者書札之内法ニ懸リ申候儀ハ是書札なり」とある（「文書用捨」二）。

11. 宮良殿内文書一三二号文書（琉球大学附属図書館所蔵）。本史料は一八七一年（明治四、同治一〇）年の写本である。
12. 「書札与も申書札与も申是式ツ替り有之候様ニ承何之替ニ而候哉御記可被下候」という質問に「二共ニ同前」と答えている。
13. 久米村方の役職については、富島壯栄「規制の行政組織と役職」（『久米村一歴史と人物一』ひるぎ社、一九九三年）を参照した。
14. 糸数兼治「解説1」（『那覇市史』資料篇第一巻九、近世那覇関係資料・琉球資料漢文篇、那覇市役所、一九九八年）。
15. 『琉球国由来記』には「漢字筆者（一員）掌表文・咨文・執照等之文書、其外之唐往来之文章、書認事也」とある。後述するように、漢字御右筆は漢字筆者を改名したもので、職務内容については差がなかったと思われる。なお、ほかの業務として碑文の刻文も作成していたようである（「比謝訂碑文」『金石文一歴史資料調査報告書V一』沖縄県教育委員会、一九八五年）。
16. 管見の限り、漢字筆者に従事した者の初見は「毛国鼎」である。彼は一六一七（万暦四五）年に「表文主取」と「漢字筆者」を兼任し「俸米壹十石」を支給されていた（「毛氏家譜（與世山家）」『那覇市史』資料編第一巻六、家譜資料二（久米系）、同室、一九八〇年、七〇九頁。）。
17. 漢字御右筆は、近世後期には楷書の試験を通して久米村士族のなかから選抜され、三年任期であった。漢字御右筆主取は漢字御右筆から選ばれ、年期はないが八、九年で渡唐存留脇通事へと充てられる役であった（「琉球藩官職制」『沖縄県史料』首里王府仕置二、前近代六、沖縄県立図書館史料編集室、一九八九年）。
18. 「琉球雑記」（『那覇市史』資料篇第一巻一一、琉球資料（下）、那覇市役所、一九九一年、五二〇、五二一頁）
19. 『球陽』八一七号（『球陽』読み下し編、角川書店、一九七四年）。
20. 『旧記書類抜萃・沖縄旧記書類字句注解書』沖縄研究資料二七、法政大学沖縄文化研究所、二〇一〇、一一二頁。
21. 「鄭氏家譜（古波藏家）」『那覇市史』資料編第一巻六、家譜資料二（久米系）、六二〇頁。
22. 『球陽』一〇九九号。
23. 田名真之「首里王府の史書編纂をめぐる諸問題」『沖縄近世史の諸相』ひるぎ社、一九九二年。
24. 伊波普猷「蔡温が久米村人に与えた書簡」『伊波普猷全集』第十巻、平凡社、一九七六年、四一、四二頁。
25. 前掲、田名真之「近世久米村の成立と展開」二一三頁。
26. 久米村方の士族と王府との関係については、富島壯栄「明末における久米村の衰退と振興策について」（『第一屆中琉歴史関係国際学術会議論集』一九八六年）、田名真之「久米村の成立と展開」（『新琉球史近世編（上）』琉球新報社、一九八九年）、同「華人社会と久米村」（『久米村一歴史と人物一』）を参照した。
27. 前述したように、一七四二年に「漢文組立職」が置かれてはいたが、「俸米を賜はらず」とあるように俸給はなかった（『球陽』一〇九九号）。
28. 以上引用は、「呈文 全」（『那覇市史』琉球資料漢文編、那覇市役所、一九九八、一五八頁）

による。なお、冊封に向けて蔡温のもとで久米村方士族が学習したことなどについては、前掲「鄭氏家譜（古波蔵家）」（六二四頁）、「毛氏家譜（興世山家）」（七一七頁）、および「金氏家譜（阿波連家）」（『那覇市史』家譜資料二（久米系）、八四頁）も参照した。また「呈文 全」の引用記事は一八四二（天保一三、道光二二）年ごろに作成されたものと思われる。本稿で扱う時期と一世紀ほど差があるが、上記『家譜』記事と一致する内容も多くみられることから、一八世紀半ばの問題を把握した史料として採用した。「呈文 全」の書誌情報については、前掲、糸数兼治「解説1」を参考とした。

29. 前掲「呈文 全」。
30. 「金氏家譜（阿波連家）」『那覇市史』家譜資料二（久米系）、八四頁。
31. 『球陽』一一九一号、三五四頁。
32. 前掲、糸数兼治「解説1」。
33. 前掲「鄭氏家譜（古波蔵家）」（六二四頁）、「金氏家譜（阿波連家）」（八四頁）、「毛氏家譜（興世山家）」（七一七頁）。
34. 「四本堂家礼」（『那覇市史』資料篇第一卷一〇、琉球資料（上）、那覇市役所、一九八九年）。以下、同じ。（ ）内は筆者による。
35. 『球陽』附卷三三三。
36. 『鹿児島県史料 旧記雑録後編六附録一』鹿児島県、一九八六年、四三一号。以下、『後編』六などと略記する。
37. 東恩納寛惇「島津氏の対琉球政策」『東恩納寛惇全集』琉球新報社、一九七八年、一三八頁）豊見山和行「江戸幕府外交と琉球」一三一～一三三頁。
38. 「御右筆主取」『琉球国由来記』（『定本 琉球国由来記』、角川書店、一九九七年）、『球陽』（三九二号、四一一号、四九〇号）。
39. 『球陽』五九〇号。
40. 沖縄県立図書館架蔵の八重山博物館史料をもとに、東恩納寛惇ノート5（沖縄県立図書館所蔵）を参照した。なお、本史料は輝広志氏より教示されたものである。
41. 「大和江御使者記」（尚家文書三一〇号、那覇市歴史博物館蔵）。
42. 『追録』三、四六五号。東恩納寛惇「島津氏の対琉球政策」（一三七頁）、豊見山和行「江戸幕府外交と琉球」（一三四、一三五頁）、梅木哲人「琉球使節と国王書翰—幕藩制のなかの異国」の構造—」（『近世琉球国の構造』第一書房、二〇一一年、三一四—三二〇頁）。
43. ただし、「此等之義は彼国にての議定に任せらるべく候事」（『追録』三、四七一号）と幕府は最終判断を琉球側に一任したが、薩摩藩が今後の琉球からの書札は「和国之書法」へと変更する旨、指示していたことにも注意したい（豊見山和行「江戸幕府外交と琉球」一三五頁）。
44. 紙屋敦之「琉球国司考—鎖国制下の琉球支配—」（『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房、一九九〇年）、梅木哲人「琉球使節と国王書翰—幕藩制のなかの異国」の構造—」。
45. 紙屋敦之「幕藩体制下における琉球の位置—幕・薩・琉三者の権力関係—」（『幕藩制国家の琉球支配』）、同『琉球と日本・中国』山川出版社、二〇〇三年、同「中山王から琉球国司へ、そして中山王へ」（『東アジアのなかの琉球と薩摩藩』校倉書房、二〇一三年）。
46. 詳しくは、東恩納寛惇「島津氏の対琉球政策」および、豊見山和行「江戸幕府外交と琉球」を参照していただきたい。

47. 屋部憲次郎『伊姓安富祖家譜訳注』自費出版、一九九二年。
48. 『球陽』附卷一二四号。「曹姓家譜（平敷家）」（『那覇市史』資料篇第一巻七、家譜資料（3）首里系、四四一頁）。なお、褒賞に関して、奉行には掛物一幅・太平布二反、主取には掛物一幅、筆者には太平布各一反というものであったが、豊川は同様の功績などが評価され、別に親方位（紫冠）も受けている（「僉議」尚家文書四三八号）。
49. 「書札」（『那覇市史』資料篇第一巻一二、近世資料補遺・雑纂、那覇市役所、二〇〇四年、三六九頁）。
50. 同上（「書札」『那覇市史』近世資料補遺・雑纂、三六九頁）。
51. 『球陽』附卷一二四号。
52. 前掲、「曹姓家譜（平敷家）」四四一頁。
53. 引用文中の / は改行、[] は朱書きを表す。①、②、③は筆者が挿入した。
54. 史料は次の通り。
 帰朝与ハ下国より上国へ帰るを申候哉、是或説琉球人之説ニ、右通候勅使など御帰国を御帰朝与書候儀品能聞得申候、琉球人唐より我カ国人帰る事を我与帰朝杯与書申儀如何敷、乍然先嶋より帰国之時彼島人より書申儀者相応候由有之、其通候哉、
 [帰朝者唐土より日本江帰之時、勅使御帰国を帰朝と書候儀可為其通、大和ニ而も江戸江着候時出府、又江戸を立候時も出府と申候、先島より帰朝可為尤候哉、]
55. 史料は次の通り。
 入唐（日本人唐江渡海スルヲ云）[此通] 帰朝（唐ヨリ帰る云）[此通] 是日本より唐ハ上国ニ而者無之候哉、如何成儀ニ而候哉、来朝（唐人日本江来ルヲ云）帰唐（日本より帰るを云）は何ニ而日本ハ朝と書、唐ハ唐ト書候而替り不申候哉、唐・日本何れは上国ニ而候哉、
 □□（附、日カ）用書式ニ有之、其通候哉、彼是委ク御差分ケ可被下候、
 [上国下国ニ無構候、日本人ハ我国を高と帝王など御座候故□□唐ハ外国故日本より取持可申候無之候、□□之上下ニ無構候]
56. 「與世永家文書目録」（横山俊夫ほか『前近代久米島文化の復元－上江洲家・與世永家・吉濱家・宮城家文書目録－』科研費報告書、京都大学人文科学研究所、二〇〇二年）、
57. 與世永家文書。琉球大学附属図書館架蔵本を使用した。
58. 「（書札法伝授）」（上江洲家文書、史料番号一八八号）所収。
59. 歴史的に過去に生きた人びとをどのように理解すべきか、身分論と社会構造との関わりから論じたものとして、ギョーム・カレ「歴史の比較・アプローチの交差・概念の再検討－身分的目録／交差する近世身分制論－」（『思想』岩波書店、二〇一四年）を参照した。